

STEP
Vol.37

行本会計事務所通信

常識は大切。しかし、新しいものを生み出すには、常識から自分を開放することもまた必要である。

【松下 幸之助】

売上アップセミナー大好評！

昨年よりスタートしました「ユクモト増販情報センター」では、定期的に売上アップセミナーを実施しております。

そこで今回は、セミナー開催についての結果を皆様にご報告します。

参加されるお客様は小さな商店のご主人から、中堅製造業の社長まで、規模も業種も様々です。気になるセミナー内容ですが、「CPTマーケティングとは」というマーケティング理論の講義に加えて、「中古車販売店」「量店」「クリーニング店」「レストラン」「美容院」「地酒製造販売店」などの具体的な成功事例の講義もあり、実践的な内容です。

参加された方々は口を揃えて「大変役に立った」「当社でも是非実践してみたい」と、満足されています。

「ユクモト増販情報センター」では、大好評の売上アップセミナーをはじめ、お客様のニーズに合った増販支援などを行っております。

増販増客に興味のある方も、セミナーに参加したいという方も、まずは「ユクモト増販情報センター」（行本会計事務所 防府支店 担当：椎木 藤井）へご連絡下さい。

知って得する！ 知らなきゃ損する！！ 中小企業税制のススメ

◆シリーズ第5回◆

～人材投資促進税制～



従業員の教育訓練に積極的に取り組む企業に「人材投資促進税制」というものがあります。これは、教育訓練費の一定割合について、法人税額からの控除が認められる制度です。

・基本制度の概要

対象となる方

青色申告を行う事業者

適用期間

平成20年3月31日までに開始する事業年度
(個人事業者は平成18、19、20年の各年分)

条件

その事業年度の教育訓練費が、基準額(前2事業年度の教育訓練費の平均額)を超えた場合

税額控除額

その超過額の25%相当額

・中小企業者の特例

中小企業者の場合、基本制度に代えて、教育訓練費の総額の一定割合(最大20%)を税額控除する制度を選択することができます。税額控除額は次のように算出されます。

- ・教育訓練費の増加率が40%以上……当期の教育訓練費×20%
- ・教育訓練費の増加率が40%未満……当期の教育訓練費×(教育訓練費増加率×0.5)

、ともに税額控除額は、その事業年度の法人税額の10%相当額が上限です。
なお、上限を超えた額については、翌年度に繰り越すことはできません。

上記は概略のため、実際の適用にあたっては
当事務所若しくは税務署、顧問税理士等にご確認をお願いします。



《発行元》
行本会計事務所 事業開発部
TEL : 0835-27-2700
FAX : 0835-22-1166
《発行日》
平成19年3月1日

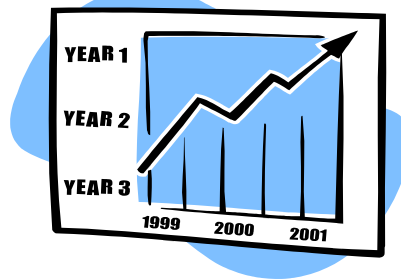
～ベストな選択をしない経営者～

5分で読める
行本コラム

むかし、コメディアンのお萩本欽一さんとチンパンジーが登場して、フィルムのコマーシャルで『どっちが得か考えてみよう』というフレーズで有名になったことがあります。つまりは、20枚と24枚といずれが多いかユーザーに比較して自社製品を選択してもらう戦略のコマーシャルでした。同じ価格であれば、当然20枚より24枚が良いに決まっています。

年間1000万円の利益(話しを単純化するためにキャッシュフローも同額とします)を出している企業があるとします。この企業には2つの部門があって、ひとつは3000万円の黒字で、別の部門は2000万円の赤字だとします。さらに、約10億円の借

入金を抱えており、このままでは100年返済となります。現在の金融情勢の中では、この企業の格付けは芳しくないはずですが、信用が収縮しているからです。



そこで、企業の再生を掛けて決断するべきときに、この2000万円の赤字部門の撤退をしない経営者が出てくるのです。この赤字さえなければ、この企業の利益は3000万円となります。これは、単純計算で33年分の借入金の返済になります。これならば、企業の存続が可能となるのです。

ところが、この単純な損得が判断できないのです。その言い訳は決まっています。『その部門の撤

退は世間体が悪い』『先代から続けてきた事業だから先代に申し訳ない』『リストラする社員に申し訳ない』などです。いずれも、重要なことに間違いありません。ところが、企業の存続をかける決断をするべき場面で、これが出てくるのです。企業が破綻すれば、世間体はより悪くなりますし、先代にも申し訳が立ちませんし、社員全員が路頭に迷うことになるのです。ベストな選択ができない経営者は企業を再生できません。



職員コラム Vol.11 『我が家のペット』 広島支店 監査担当 則武伯孝

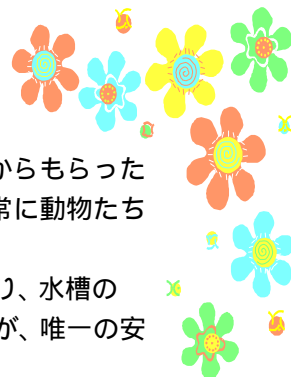


小さいときから、動物が好きだったこともあり、現在我が家では、フェレット、金魚、熱帯魚を飼っています。

結婚当初、妻の勤務先からいただいたエンゼルフィッシュ(熱帯魚)がきっかけで、私が熱帯魚にはまり、義理の兄からもらったハムスターがきっかけで、妻が小動物にはまり我が家では、常に動物たちと一緒に生活しています。

何が楽しいというわけでもないのですが、テレビを見るより、水槽の中で泳ぐ魚たち、小屋の中で寝ているフェレットを見ることが、唯一の安らぎを感じる一時です。

みなさんもちょっとした安らぎを感じることはありませんか?例えば、水族館や動物園に行ったときに...



特集

税制改正『250%定率法』ピンポイント解説

平成19年度の税制改正において減価償却制度の抜本的見直しが行われるとともに、中小企業関係税制、国際課税、組織再編税制・信託税制、金融・証券税制、住宅・土地税制、納税環境整備等についても改正が行われます。今回は、減価償却制度の改正をピンポイント解説いたします。



1. 残存価額の廃止

2. 償却可能限度額の廃止

(1) 平成19年4月1日以後に取得をする減価償却資産については、償却可能限度額(取得価額の95%)及び残存価額を廃止し、250%定率法を導入することにより、耐用年数経過時点で1円(備忘価額)まで償却できることとする。

(2) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、償却可能限度額(取得価額の95%)まで償却した事業年度等の翌事業年度以後5年間で均等償却ができることとする。

3. 法定耐用年数の見直し(一部資産 フラットパネルディスプレイ製造設備等)

今回の見直しで定率法の償却率は、定額法の償却率(1/耐用年数)を2.5倍した数とされ、定率法により計算した減価償却費が一定の金額¹を下回るときに、償却方法を定率法から定額法に切り替えて減価償却費を計算することにより、耐用年数経過時点で1円(備忘価額)まで償却できるとされた。

1 耐用年数から経過年数を控除した期間内に、その時の帳簿価額を均等償却すると仮定して計算した金額

現行と改正後の減価償却の比較

法定耐用年数6年(現行定率法0.319)、取得価額120万円の資産を期首に取得した場合

現 行		
経過年数	減価償却費	期末残存帳簿価額
1年目	382,800円	817,200円
2年目	260,686円	556,514円
3年目	177,527円	378,987円
4年目	120,896円	258,091円
5年目	82,331円	175,760円
6年目	56,067円	119,693円

改 正 後		
経過年数	減価償却費	期末残存帳簿価額
1年目	499,200円	700,800円
2年目	291,532円	409,268円
3年目	170,255円	239,013円
4年目	99,429円	139,584円
5年目	58,066円 69,792円	69,792円
6年目	33,944円 69,791円	1円

改正後の償却率
 $1/6 \times 2.5 = 0.416$

1年目～4年目は
 現行と同様の定率法により
 減価償却費を計算する

5年目以降は、期首の帳簿
 価額を残年数で均等償却した
 金額を減価償却費とする 2

2 定率法により計算した金額と耐用年数から経過年数を控除した期間内に、その時の帳簿価額を均等償却した金額との多い方の金額を減価償却費とする。

なお、定率法から定額法への切替えに関する計算方法については、「納税者の事務負担を考慮し、取得価額に一定の割合を乗じて計算できるように、モデルケース(初年度は期首に取得し、その後に減価償却費の過不足額がないケース)を用いて、耐用年数ごとに一定の割合を定めておくこととする。」とされており、何らかの利便性ははかられる模様。

上記は平成19年1月19日に閣議決定された「平成19年度税制改正の要綱」等をもとに作成しています。
 また、概要のため、実際の適用にあたっては当事務所若しくは税務署、顧問税理士等にご確認をお願いします。

税務カレンダー

申告所得税の振替納税をご利用されている方へ
平成18年分の振替日は

平成19年 **4月20日(金)** です。

振替日の前日までに、預貯金残高の確認をしましょう。

消費税及び地方消費税の振替納税をご利用されている方へ
平成18年分の振替日は

平成19年 **4月26日(木)** です。

振替日の前日までに、預貯金残高の確認をしましょう。

【3月】

- ・18年分所得税の確定申告
申告期間：2月16日～3月15日
- ・個人事業者の18年分の消費税・
地方消費税の確定申告
申告期限：4月2日
- ・1月決算法人の確定申告
申告期限：4月2日

【4月】

- ・2月決算法人の確定申告
申告期限：5月1日
- ・固定資産税の第1期分の納付
申告期限：4月中において
市町村の条例で定める日
- ・軽自動車税の納付
納期限：4月中において
市町村の条例で定める日

【5月】

- ・3月決算法人の確定申告
申告期限：5月31日
- ・自動車税の納付
納期限：5月中において
都道府県の条例で定める日

その他の納税に関するご質問やご不明な点がございましたら、最寄の税務署か顧問税理士にご相談ください。

拠点紹介

中国、九州地区5市に拠点を置き活動しています



【山口本部】

山口市矢原642-26
TEL 083-925-1383
FAX 083-925-1349



【広島支店】

広島市中区大手町5-16-1
たかのばしハイツ2F
TEL 082-545-2320
FAX 082-545-2307



【防府支店】

防府市佐波1-13-1
TEL 0835-27-2700
FAX 0835-22-1166



【萩支店】

萩市大字椿2760-6
TEL 0838-24-0086
FAX 0838-24-0087



【福岡支店】

福岡市博多区博多駅東2-18-30
八重洲博多ビル5F
TEL 092-431-6650
FAX 092-431-6621

お名前、ご住所などの情報は、セミナーなどのご案内や弊社事務所通信のお届けなど、当社の営業活動に限り使用させていただきます。今後ご案内等が不要の場合は、大変恐れ入りますが下記に御社名を記入後、右下の欄に✓を入れ、この紙を折り目に沿って半分に切ってFAXでご返信ください。

御社名

FAX : 0835-22-1166 行本会計事務所 防府支店 今後案内等は不要ですので受け取りを拒否します

